議案第118号

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年6月11日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成13年さいたま市条例第263号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

		改正後			改正前	
別	別表第1(第3条、第9条関係)			表第1(第3	条、第9条関係)	
	名称	区域		名称	区域	
	[略]			[略]		
	日生浦和地	[略]		日生浦和地	[略]	
	区地区整備			区地区整備		
	計画区域			計画区域		
	内野本郷地	都市計画法第20条第1項の規				
	区地区整備	定により告示された内野本郷地				
	計画区域	区地区計画の区域のうち、地区				
		整備計画が定められた区域				
	指扇地区地	都市計画法第20条第1項の規				
	区整備計画	定により告示された指扇地区地				
	区域	区計画の区域のうち、地区整備				
		計画が定められた区域				

別表第2に次のように加える。

60 内野本郷地区地区整備計画区域

				Г		
地区	ア	イ	ウ	工	オ	力
地野区画整図す1い 1内地計区画示 - を				建築物では、大田 (大線である) というでは、大田 (大線である) というでは、大田 (大線である) を表する。 「大田 (大線である) というない (大線である) (大線で	120平方メートル	(1) (常る) 分該道境境の接い路境のだも)向1でメた建積以い」規たの用地規い地低定にのをもに用1階き。建の部路界界敷すでに界幅けのまの.得一数築の下でと定際敷さで定こに限め存階除のつし1数3)築高分の線線地るは接線の外とで水2たト値物最こ「いが現地れ最にとお度らす数きでいなメは以 物さか反又(が場、すは2側みの平5もル(の低の最う定にとて低適といのれるが3あていからから対は建水合そる、分にな真距をのをた敷限②低。め建しい限合なて規た建、以るは、下階と各、前側隣築路にの隣水のあす北離乗に加だ地度に限)ら築でる度しる、定際築地上場、)ルをす。部当面の地物にお水地路1る。方にじ7えし、面(お度のれ物使土のな敷最が現物階の合適
A-2	次に掲げる用途に供			建築物の外壁又はこれに代	120平方	(1) 11メートル
地区(内	する建築物			わる柱の面から隣地境界線	メートル	(階数は地階を
野本郷地	(1) 葬祭場			(水路に接する場合は除く。		除き3以下とす
-1.1./2/42	1 121 21 21 21	I	l	W	I	

区画整図す2い地の備にる地う。出り、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、)左分る 取時では、		(2) 一句では、「おおおり、「おいっと、「おいっと、「おいっと、「おいっと、「ない。」という。 はのでは、「ないのは、「ないのでは、「ないない。」という。 ないのに、「ないのでは、「ないいでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないいでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、」」、「ないでは、」」」、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、いいでは、「ないでは、いいでは、「ないでは、いいでは、「ないでは、いいでは、いいでは、「ないでは、いいでは、いいでは、「ないでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、「ないでは、いいでは、「ないでは、いいでは、いいでは、「ないでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、
D 1	<i>か</i> に相ばて田'かに44	連衛脇の対映力はされた	1 2 0 11 +	ものである場合 については、適 用しない。)
B-1 地区(内 野本区) 野地区 画の地区 画整備表 図する B-	次に掲げる用途に供 する建築物 (1) 葬祭場 (2) 法別表第2(に) 項第4号に 規定するもの	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線 (水路に接する場合は除く。)までの距離は、次の表の左欄に掲げる敷地面積の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値 敷地面積 数値	120平方メートル	(1) 15メートル (2) 建築物の各部 分の高さは、当 該部分から前面 道路の反対側の 境界線又は隣地 境界線(建築物 の敷地が水路に

1地区を いう。)		120年 75ル 75ル 120平 120平 120平 120平 120平 120平 120平 120平		接い路境のだも)向1でメた建積以い」規たの用地規い地低定にのをもに用すてに界幅けのまの.得一数築の下てと定際敷さで定こに限め存階除のつしるは接線の外とで水2たト値物最こ「いが現地れ最にとお度らす数きでいな場、すは2側みの平5もル(の低の最う定にとて低適といのれるが3あていたの隣水のあす北離乗に加だ地度に限)ら築てる度しる、定際築地上場、)にの隣水のあす北離乗に加だ地度に限)ら築てる度しる、定際築地上場、)は水地路1る。方にじ7えし、面(お度のれ物使土のな敷最が現物階の合適
B-2 地野区画整図す2い が出い地計区画示ーを)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 葬祭場 (2) 法別表第2(に)項第4号に規定するもの (3) 法別第2号に規定するもの (4) 法別第3号に規定するもの (4) 法別第3号に規定するもの (5) 事務所その他これでその用途に供の用途に供の用途に供	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線 (水路に接する場合は除く。)までの距離は、次の表の 左欄に掲げる敷地面積の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値 敷地面積 数値 120平 0.75 方メート メートル ル以上 120平 0.5メ 方メート ル ル以上 ただし、壁面の位置の制限 に満たない距離にある建築	120平方メートル	(1) 1 5 大小部 3 5 大小部 3 5 大小部 3 5 大小部 3 5 大小の各、前側の 2 5 大小の 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5

	する部分の床面	物又は建築物の部分のうち、		向の水平距離に
	積の合計が3, 000平方メートルを超えるもの	附属建築物の物置その他これに類するもの(自動車車庫等を除く。)で、軒の高さが2.3メートル以下で、		1.25を乗じ て得たものに7 メートルを加え た数値(ただし、
	(6) 店舗、飲食店 その他これらに 類する用途に供	かつ、床面積の合計が5平 方メートル以内であるもの、 開放性の高い附属建築物の		建築物の敷地面 積の最低限度(以下この(2)にお
	するものでその 用途に供する部 分の床面積の合 計が3,000	自動車車庫等で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの又は出窓で、下端の床面からの高さが30セン		いて「最低限度 」という。)の 規定が定められ た際現に建築物
	平方メートルを 超えるもの	チメートル以上、かつ、出幅50センチメートル未満、 見付面積の2分の1以上が		の敷地として使 用されている土 地で最低限度の
		窓で、かつ、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものについては、この限りでない。		規定に適合しな いこととなる敷 地において、最 低限度の規定が
				定められた際現 に存する建築物 の階数が、地階
				を除き3以上の ものである場合 については、適
C地区 (内野本 郷地区地	する建築物	建築物の外壁又はこれに代 わる柱の面から隣地境界線 (水路に接する場合は除く。	120平方 メートル	用しない。) 20メートル
区計画の 地区整備 計画図に	(2) 法別表第2(に)項第4号に)までの距離は、次の表の 左欄に掲げる敷地面積の区 分に応じ、同表右欄に掲げ		
表示する C地区を いう。)		あ数値敷地面積数値120平0.75		
		方メート メートル ル以上 120平 0.5メ 方メート ートル		
		ル未満 ただし、壁面の位置の制限 に満たない距離にある建築		
		物又は建築物の部分のうち、 附属建築物の物置その他こ れに類するもの(自動車車		
		庫等を除く。)で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平		
		方メートル以内であるもの、 開放性の高い附属建築物の		

	自動車車庫等で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの又は出窓で、下端の床面からの高さが30センチメートル以上、かつ、出	
	幅50センチメートル未満、 見付面積の2分の1以上が 窓で、かつ、天袋、地袋そ の他これらに類するものを	
	設けないものについては、 この限りでない。	

6 1 指扇地区地区整備計画区域

6 1 指扇均	地区地区整備計画区域					
地区	ア	イ	ウ	工	才	力
A地扇を図す区)	次す(1) 場業販ら販舗のに規しに法)に法)定風制正法項6を法)定法)定法)定風制正法項6を掲集葬自(、売に売にを法)定法)定法)定風制正法項6を物祭動自自そ類業附除別項す別項す別項す別項す俗及化律第号にお物祭動動のすを属く表第る表第る表第る者第3も業業に2号規にを車車車他る営す。第6も第2も第5も第3も業業に2号規に埋販用こ物むる)2号の2号の2号の2号の等務関条及定に埋販用こ物むる(に(に(に(にののす第びす			(1) 建築物の外壁では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	2メ公巡公そら建共要こな01衆査共のに築公なのい0ト便派用他類物益も限。平ル所出歩こすで上のり)	20メートのようでは、このでは、このでは、では、このでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは
B地区 (指扇地 区地区計 画の地区 整備計画 図に表示	次に掲げる用途に供 する建築物 (1) 葬祭場 (2) 法別表第2(に)項第6号に 規定するもの			(1) 建築物の外壁又はこれ に代わる柱の面から道路 境界線までの距離 1メ ートル(2) 建築物の外壁又はこれ に代わる柱の面から隣地	120平方メートル	15メートル

1	1 1	1	1	l I
するB地		境界線までの距離につい		
■区をいう。		ては、次のア又はイに掲		
)		げる区分に応じ、それぞ		
		れア又はイに定める数値		
		ア 敷地面積が100平		
		方メートル(埼玉県建		
		築基準法施行条例(昭		
		和35年埼玉県条例第		
		37号)第3条第1項		
		の路地状部分のうち、		
		幅員が4メートル未満		
		のものを有する敷地に		
		あっては、当該部分を		
		除いた面積)以上の敷		
		地 1メートル		
		イ 敷地面積が100平		
		方メートル未満の敷地		
		0.5メートル		
		(3) (1)及び(2)において、当		
		該限度に満たない距離に		
		ある建築物又は建築物の		
		部分で、次のアからエま		
		でのいずれかに該当する		
		場合は、この限りでない。		
		ア 附属建築物の物置そ		
		の他これに類するもの		
		(自動車車庫等を除く。		
) で軒の高さが2.3		
		メートル以下で、かつ、		
		床面積の合計が5平方		
		メートル以内であるも		
		0		
		イ 開放性の高い附属建		
		築物の自動車車庫等で、		
		軒の高さが2.3メー		
		トル以下であるもの		
		ウ 外壁又はこれに代わ		
		る柱の中心線の長さの		
		合計が3メートル以下		
		であるもの		
		エ 出窓で、下端の床面		
		からの高さが30セン		
		チメートル以上、かつ、		
		出幅50センチメート		
		ル未満、見付面積の2		
		分の1以上が窓で、か		
		つ、天袋、地袋その他		
		これらに類するものを		
		設けないもの		
C地区	次に掲げる用途に供	(1) 建築物の外壁又はこれ	120平方	15メートル
•		•		· '

区地区計 画の地区 整備計画 図に表示 するC地 区をいう。

(指扇地 する建築物

- (1) ガソリンスタ ンド(液化石油 ガス、天然ガス 等を取り扱うも のを含む。)
- (2) 葬祭場
- (3) 法別表第2(に)項第3号に 規定するもの
- (4) 法別表第2(に)項第4号に 規定するもの
- (5) 法別表第2(に)項第5号に 規定するもの
- (6) 法別表第2 (に)項第6号に 規定するもの

に代わる柱の面から道 メートル 路境界線までの距離 1メートル

(2) 建築物の外壁又はこれ に代わる柱の面から隣地 境界線までの距離につい ては、次のア又はイに掲 げる区分に応じ、それぞ れア又はイに定める数値 ア 敷地面積が100平 方メートル(埼玉県建 築基準法施行条例第3 条第1項の路地状部分 のうち、幅員が4メー トル未満のものを有す る敷地にあっては、当 該部分を除いた面積) 以上の敷地 1メート

イ 敷地面積が100平 方メートル未満の敷地 0. 5メートル

- (3) (1)及び(2)において、当 該限度に満たない距離に ある建築物又は建築物の 部分で、次のアからエま でのいずれかに該当する 場合は、この限りでない。 ア 附属建築物の物置そ の他これに類するもの (自動車車庫等を除く。) で軒の高さが2.3 メートル以下で、かつ、 床面積の合計が5平方 メートル以内であるも \mathcal{D}
 - イ 開放性の高い附属建 築物の自動車車庫等で、 軒の高さが2.3メー トル以下であるもの ウ 外壁又はこれに代わ る柱の中心線の長さの 合計が3メートル以下
 - エ 出窓で、下端の床面 からの高さが30セン チメートル以上、かつ、 出幅50センチメート ル未満、見付面積の2 分の1以上が窓で、か

であるもの

		つ、天袋、地袋その他 これらに類するものを 設けないもの		
D地区 (指扇地 区地の地 画のがままするのででするのである。)		1メートル	200平方メートル	15メートル
E指地の備にるを 地扇区地計表 E い 区地計区画示地う。	次に掲する(1) 6(1) 6(1) 7(2) 3(3) 4(4) 6(5) 3(6) 3(7) 3(8) 3(9) 3(1) 4(1) 6(1) 7(2) 8(3) 8(4) 8(5) 8(6) 8(7) 8(8) 8(9) 8(1) 9(1) 9<	(1) に第一次のは、	120平方メートル	12メートル

	築物の自動車車庫等で、 軒の高さが2.3メートル以下であるもの ウ 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの エ 出窓で、下端の床面からの高さが30センチメートル以上、かつ、 出幅50センチメートル未満、見付面積の2分の1以上が窓で、かつ、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないもの	
--	--	--

附則

この条例は、平成26年8月1日から施行する。